平成２６年（フ）第９７９号
札幌市豊平区旭町３丁目５番29号　メゾンドロンシャン１―201号
債務者　山本　健司
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２０号
金沢市三口新町１丁目６番21号　セラヴィ赤坂305号、従前の住所石川県野々市市矢作３丁目169番地１
債務者　南　　保之
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長原　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７１１号
京都市上京区東堀川通下立売下る東橋詰町170番地１
債務者　粟谷　勝也
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
金沢市西金沢２丁目134番地、従前の住所金沢市横川３丁目270番地
債務者　プレンドレ・ソワンこと　宗田　幸恵
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　直善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２１７号
愛知県西尾市吉良町吉田大切間２番地６
債務者　竹永　容子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　大輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
奈良市南紀寺町２丁目276番地の９
債務者　朶田あけみ
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
奈良地方裁判所

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１６８号
千葉市若葉区千城台東１丁目18番２号
破産者　齊藤　浅子
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６６号
千葉県佐倉市南ユーカリが丘１番地１
破産者　有限会社エスペランス
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３０２号
千葉県八千代市村上南４丁目12番地24
破産者　大澤　雅章
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３０３号
東京都江戸川区中央２丁目10番23号
破産者　有限会社まち交舎
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３２１号
東京都渋谷区南平台町11番24号
破産者　株式会社Ｐｉｃｏｌｏ
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７７１号
千葉県市原市大厩1217番地15
破産者　島田　隆多
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２３６号
千葉県八千代市八千代台東５丁目１番６号
破産者　高山　直久
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２５３号
千葉県船橋市咲が丘１丁目10番５号
破産者　市川　敬三
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３０６号
千葉市緑区おゆみ野南１丁目11番地11―205
破産者　東洋都市設計株式会社
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３４０号
静岡市清水区小芝町４番13号
破産者　株式会社綜合設計事務所
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３６３号
大阪市中央区博労町２丁目４番11号
破産者　株式会社アイ・シー・アイ
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目２番14号
破産者　株式会社シー・エー・ディー
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５２号
札幌市中央区南９条西16丁目１番23号
破産者　福島プリント株式会社
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７５号
札幌市手稲区新発寒５条８丁目９番12号
破産者　有限会社Ｔｒａｎｓ　Ｗｏｒｌｄ　Ｅｎｔｅｒｐｒｉｓｅ
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１号
北海道小樽市錦町４番13号
破産者　合資会社佐藤漁業部
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部